

# 加入者の皆様へ マイナンバーカードの取得と保険証への登録をお願いします



## 【 STEP 1 マイナンバーカードを取得しよう！】

①マイナンバーカードを持っていない方に、「QRコード付き交付申請書」が順次送付されています。



「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」から送付されます。  
総務省のロゴマークも入っています。



QRコードをスマートフォンなどで読み取り、オンラインで申請するか、同封されている返信用封筒を使って、切手なしで郵送申請することもできます。

②交付申請は以下の4つの方法で申請できます。

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| ➤ スマホで申請！ | ➤ パソコンで申請！        |
| ➤ 郵便で申請！  | ➤ まちなかの証明写真機から申請！ |

③申請の後「交付通知書」が届きますので、市区町村にマイナンバーカードを取りに行きましょう！

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。

マイナンバーカードの申請の内容はこちらで確認できます

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



## 【 STEP 2 マイナンバーカードに保険証を登録しよう！】

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、保険証利用の申込み(初回登録)が必要です(生涯1回のみ)。

① スマホで！	② パソコンで！
マイナポータルアプリを利用して初回登録ができます。 	マイナポータルWebサイトにアクセスし初回登録ができます。 
セブン銀行のATMで！ 	医療機関受診時に！ 
各市区町村設置の住民向け端末で！ (詳細は各市区町村にお問い合わせください)	マイナポイント手続きスポットで！ 



マイナポイントをもらうには、「マイナンバーカードの交付申請(令和5年2月末まで)」と「マイナポイントの申込(令和5年5月末まで)」が必要となりますので、お早目に手続きを！

## 【マイナンバーカードを保険証として利用すると】

<input checked="" type="checkbox"/> ピッとするだけで、病院の受付を完了できる！	<input checked="" type="checkbox"/> 高額療養費の一時的な支払いが不要に！
顔認証(または4桁の暗証番号)によりカードリーダーで本人確認。受付でかかる時間の短縮が期待できます。   ※対応していない医療機関・薬局では 従来どおり保険証で受診してください。	入院などで、医療費が高額になった場合に申請する「限度額適用認定証」の交付手続きが省略でき、高額療養費制度の限度額を超える一時的な支払いが不要になります。   ※対応していない医療機関では従来どおり 限度額適用認定証が必要です。
<input checked="" type="checkbox"/> 保険証としてずっと使える！	<input checked="" type="checkbox"/> マイナポータルで特定健診・薬剤情報をいつでも確認できる！
転職や就職してもマイナンバーカードに保険証の利用登録をしていれば、保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで受診できます。   ※対応していない医療機関・薬局では 従来どおり保険証で受診してください。	マイナポータルから特定健診(40歳～74歳までの健診)・薬剤情報を閲覧できるので、自身の健康管理にも役立ちます。また、本人同意のもと特定健診・薬剤情報を医師・薬剤師と共有すれば、より適切な医療を受けられます。  
<input checked="" type="checkbox"/> 医療費控除の手続きが便利に！	<input checked="" type="checkbox"/> 処方箋が電子化され、紙で受け取る処方箋が不要になります！
マイナポータルを通じて医療費通知情報を入手できるようになり、所得税の確定申告に利用できます。  ※ただし、整骨院や鍼・灸・あんま・マッサージ等の療養費の分は取得できません。	令和5年1月から処方箋の電子化が始まり、処方箋を医療機関から紙で受け取り、薬局に紙の処方箋を渡すことがなくなります。   ※対応していない医療機関・薬局やご自身が希望しない場合は従来どおり紙の処方箋のやりとりになります。

- ✓ マイナンバーカードが保険証として利用できるのは、オンラインで医療保険資格を確認できるシステムを導入している医療機関・薬局です。  
(ステッカーやポスターが目印)

- ✓ 従来どおり、保険証でも受診できます。



導入している医療機関・薬局はこれらで確認できます  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)



## 【Q&A】

question	answer
マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのでしょうか？また、持ち歩かずに済む方法は検討されていないのですか？	キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫です。万が一、紛失してしまったら一時利用停止が可能ですので、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にご連絡ください。(24時間365日対応しています。) 現在、マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォンに搭載し、スマートフォンひとつで、いつでもどこでもオンラインで行政手続等を行うことができる環境の構築が進められています。(令和5年予定。まずはAndroid端末から搭載される予定です。)
マイナンバーカードのうら面のマイナンバーを見られたら他人に悪用されませんか？	マイナンバーを見られても、他人はあなたになりすまして手続きすることはできません。マイナンバーを利用する手続きでは、顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難です。
マイナンバーカードと保険証を一体化し、保険証を令和6年秋をめどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードを保険証として使える医療機関も少なく、従来の保険証よりも窓口負担が高くなると聞きましたが本当ですか？	令和5年4月から、原則全ての医療機関・薬局において、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等(オンライン資格確認等システム)の導入が義務付けられることを踏まえ、現在、設置が進められています。 なお、マイナンバーカードを利用した際の窓口負担額は改定され、マイナンバーカードを利用した方が初診料等の窓口負担が低くなりました。
マイナンバーカードの保険証利用登録（初回登録）を行えば、転職した際など会社へのマイナンバーの提出は不要になるのでしょうか。	健康保険に加入するための手続きはこれまでと変わりません。年金手帳等と一緒にマイナンバーが確認できるものを会社に提出してください。 マイナンバーを提出しなかった場合は、マイナンバーカードを保険証として利用することができません。